

(第1面)

福島県双葉地方振興局 令和 8.5.26 受付 相振第 特別管理産業廃棄物処理計画書 2026 年 5 月 25 日	
福島県知事 内堀 雅雄 殿	
提出者	
住所 福島県双葉郡広野町大字下北迫字二ッ沼58番地	
氏名 広野IGCCパワー合同会社 所長 寺田 斉	
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0240-30-1122	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	広野IGCCパワー合同会社 広野IGCC発電所
事業場の所在地	福島県双葉郡広野町大字下北迫字二ッ沼58番地
計画期間	2026年 4月 1日 ~ 2027年 3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	3311 発電所
② 事業の規模	前年度の発電容量：543,000[kW]
③ 従業員数	15人(2026年3月末現在)
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1「産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の発生フローシート」の通り

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙2「特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項」の通り

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【今年度（ 年度）目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特別管理産業廃棄物処分会社の受入基準に合わせ、種類・性状及び荷姿毎に分別を実施している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状の取り組み事項を継続する。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】				
	特別管理産業廃棄物の種類				
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t		
	(これまでに実施した取組)				
【今年度（ 年度）目標】					
特別管理産業廃棄物の種類					
自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量				t	t
(今後実施する予定の取組)					
②計画					

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】				
	特別管理産業廃棄物の種類				
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t		
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t		
	(これまでに実施した取組)				
			【今年度（ 年度）目標】		
			特別管理産業廃棄物の種類		
			自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
			自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t
②計画					
(今後実施する予定の取組)					

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自 ら 埋 立 処 分 を 行 っ た 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【今年度（ 年度）目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自 ら 埋 立 処 分 を 行 う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（2025年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ
	全 処 理 委 託 量	42.12 t	51.43 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	21.83 t	51.43 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	42.12 t	51.43 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0.00 t	0.00 t
	(これまでに実施した取組)		
	廃棄物の処理委託は、優良認定処理業者及び再生利用業者の事業内容・再生内容を随時確認し、積極的な優良認定処理業者並びに再生利用処理業者への処理委託を推進した。		

(第 5 面)

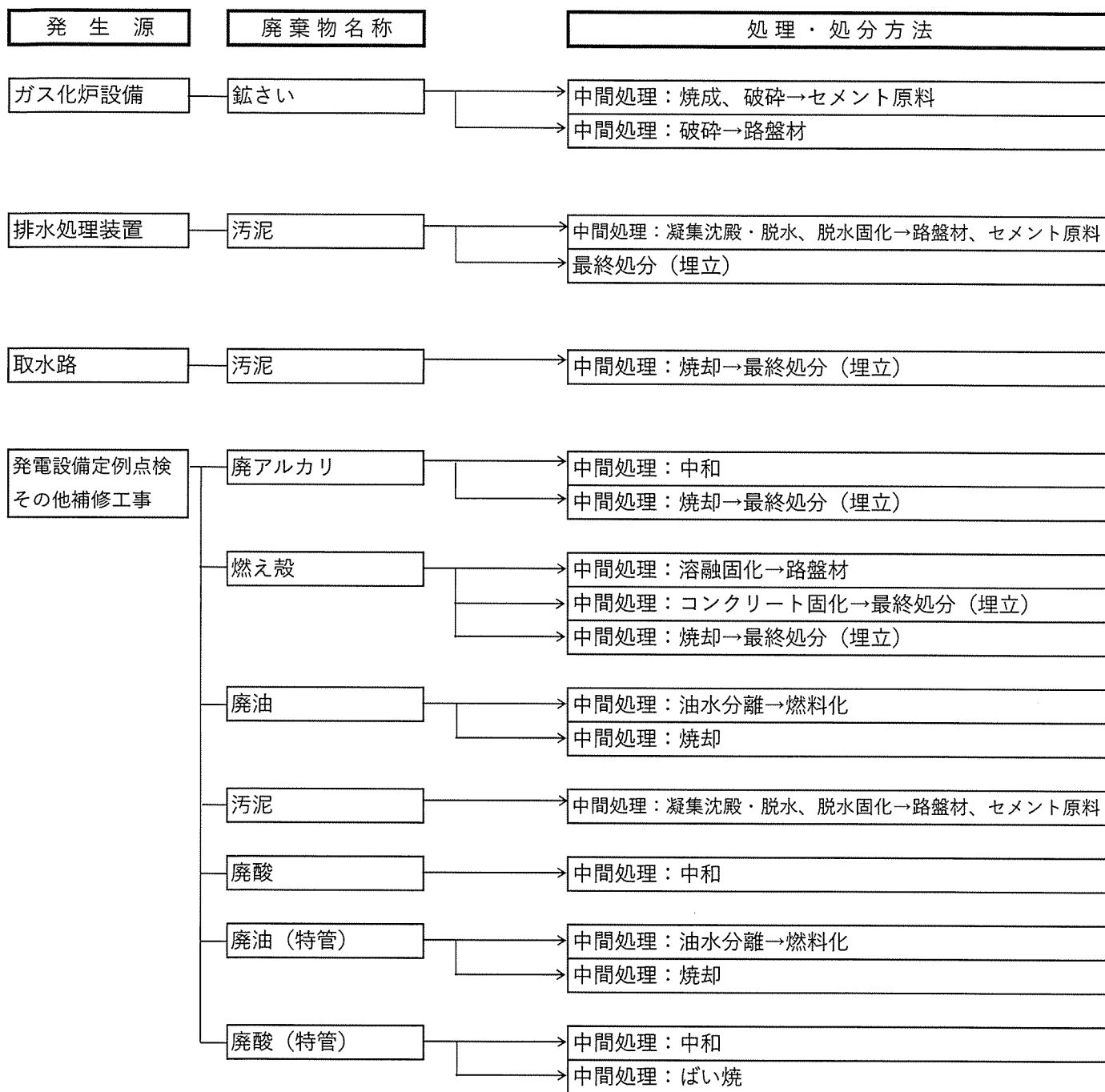
②計画	【今年度（2026 年度）目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	全 処 理 委 託 量	0.00 t	0.00 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	0.00 t	0.00 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	0.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0.00 t	0.00 t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き優良認定業者、再生利用業者への処理委託を推進する。		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（2025 年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	93.55 t	
	(今後実施する予定の取組等) 引き続き電子マニフェストを使用する。		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
(3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）についてすること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

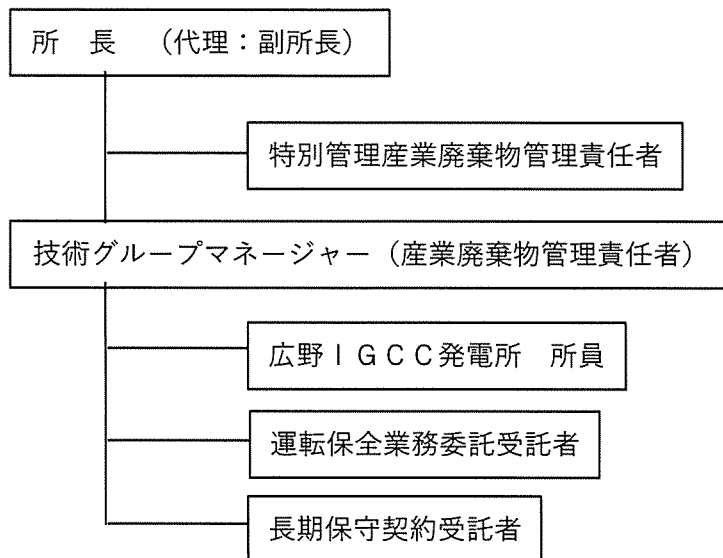
産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の発生フローシート



特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 管理体制図

広野 I G C C 発電所



(2) 職務分担

広野 I G C C 発電所

役 割	職 務 内 容
所 長 (代理：副所長)	・ 廃棄物について、関係法令等に基づいた適正処理の統括管理
技術グループマネージャー (産業廃棄物管理責任者)	・ 廃棄物の排出抑制、再資源化、減量化、保管及び処理に関する監督 ・ 廃棄物に関する業務に従事する者への関係法令等の指導・啓発
広野 I G C C 発電所 所員	・ 廃棄物処理フローの管理 ・ 自治体への報告・実績管理等 ・ 廃棄物性状確認の分析 ・ 廃棄物全般の分別・保管・処分等の適正管理、及び指導 ・ マニフェストの交付・実績管理 ・ 契約書の作成・確認、契約手続き
運転保全業務委託受託者	・ 廃棄物処理フローの作成 ・ 自治体報告書作成助勢 ・ 廃棄物全般の保管管理、処分計画の立案・処分手配 ・ マニフェスト作成・実績管理
長期保守契約受託者	・ 廃棄物全般の分別、指定保管場所へ保管の実施、報告